

オフィスでの避難困難者の対応について

ユニバーサルデザイン研究部会

遠藤 安泰（株式会社丹青社）、高橋 未樹子（コマニー株式会社）
松村 光博（ダイシン工業株式会社）、水谷 笑理（プラス株式会社）
嶺野 あゆみ（株式会社オカムラ）、宮崎 美乃里（プラス株式会社）

1. はじめに

誰もが大変な災害時、初期避難やその後の避難所生活において、障害者が取り残されることがある。災害の直接被害から免れても、その後に「災害関連死」で亡くなる人も少なくない。そして、この災害関連死で特に多いのが、障害者や高齢者である。実際、災害関連死で亡くなった人のうち障害者手帳を持っていた人の割合は、東日本大震災で21%、熊本地震では28%であった。

オフィスにおいては、まずは初期避難について検討しなければいけない。その際、障害者など避難に困難を抱える社員への対応はどうなっているのだろうか。ある障害がある社員からは、「地震や火事など災害が起こったら、自分は死んでしまうだろう」という声も聞かれた。そこで、ユニバーサルデザイン研究部会では2024年から継続して、オフィスでの避難困難者の対応について研究している。

本報告ではまず、能登半島地震での障害者の避難状況や、2024年に企業や自治体に対して行ったアンケート調査の結果を報告する。さらに、障害当事者へのヒアリングや、障害者の避難計画を綿密に考えている先進事例として、森ビル株式会社の虎ノ門ヒルズへのヒアリング内容についても報告する。

2. 能登半島地震での障害者の避難の実態

2.1 視覚障害者O氏（51歳男性）の避難

O氏は網膜色素変性症で、光が分かる程度である。父親と兄弟3人の4人暮らしで、父親は認知症、長兄も中途失明、次兄は知的に障害がある。

珠洲市の自宅の2階で被災した。階段が壊れ、家族の助けを借りて1階に降り、近所の人の助けを借りて高台の小学校に避難した。その道は液状化で隆起し、雪も積もっていたため、皆に引っ張り押し上げてもらったそうだ。避難所では、足の踏み場もないほど人がいたので、目が見えないO氏はトイレに行くことにも苦労した。

トイレは、校舎内洋式トイレに携帯トイレを被せて使っていたが、使い方が分からず、前の利用者が処理を疎かにしていることもあり、他人の便に触れてしまうことが度々起こった。断水で手を洗うことができず非常に苦痛だったことは、想像に難くないだろう。これが原因だったのか、感染症にかかり苦しむ日が続いた。お風呂は自衛隊風呂が設置されたが、1人15分という制限があるため、介助が必要で時間がかかるO氏の入浴は断られたそうだ。

1月13日には珠洲から140kmほど離れた金沢の1.5次避難所に移動した。ここも体育館生活だが、テントである程度のプライバシーが確保され、水が出るのが救いであった。しかし、ここでも行動が制限されてしまう。用があればスタッフを呼べるようにベルを渡されたが、これは周りに迷惑をかけないように自由に動くことを制限するためのものであった。入口付近に配置するなど、ベル以外の対応もあるのではなかろうか。また、ここでは盲導犬が拒否されるということも起こっていた。

その後、7月末まで2次避難所となる石川県南部のホテルに入ることができた。しかし、珠洲市までは遠く、その間は仕事に通うことができなかった。

2.2 車椅子使用者K氏（30代男性）の避難

輪島市に住むK氏は肢体不自由で、知的にも障害がある。自宅ではハイハイで移動し、外出先では歩行器や車椅子を利用している。母親から聞いた話を紹介する。

家族でドライブ中に地震にあい、目の前の家が倒壊し、土砂が流れてくるのを目の当たりにした。助手席に座っていた人が持っていた携帯は、後ろのトランクまで吹っ飛んだそうだ。右も左も土砂で埋まり、自宅に帰ることもできず、近くの公民館に身を寄せた。その公民館の近くの人がおせち料理などを持ってきてくれて、みんなで分けて食べたそうだ。

トイレが使えず、段ボール製の簡易トイレがトイレ内に4～5個並べられた。トイレ内とはいえブース外に並べられているので、お互い顔が見える状態でトイレをした。歩行が困難なK氏は、雪で濡れた公民館の廊下を這ってトイレに行くこともできず、部屋の片隅で母親が壁となり、ナイロン袋に用を足した。

翌日、通常なら10分くらいの道を数時間かけて自宅に戻るが、自宅は全壊。K氏の要望によりドライブに行っていなかったら、助かっていなかったかもしれない。

その後、避難所を転々とし、現在は金沢のみなし仮設住宅に住んでいる。母親も働かなければいけないので、週末のみ家族で過ごすことができる。みなし仮設住宅なので、トイレに手すりを設置することもできない。自宅に住んでいた時には介助が不要だったのが、現在は大人2人の介助が必要になっている。

3. 避難に困難を抱える社員の対応に関するアンケート調査

3.1 調査の背景

火災や地震など有事の際には、エレベーターが使えなくなる。多くの人が職場での避難訓練で、階段を使って避難をしているのではないだろうか。高さ31m以上の建物には「非常用エレベーター」の設置が義務付けられているが、これは消火・救助活動で使用することを想定したものである。そのため、全ての非常用エレベーターが障害者の避難に使えるわけではない。また、東京消防庁では「非常用エレベーターの運行は、避難者自らが行うものではありません。自衛消防隊が救出に向かいます。一時避難エリアで救出を待ってください。」としている。そこで、企業や自治体が、障害者など避難に困難を抱える社員・職員の避難をどのように考えているのか実態を把握するため、インターネットアンケート調査を行った。

3.2 調査の方法

調査概要を表1に示す。調査は、日本オフィス学会、日本オフィス家具協会の会員企業と、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の自治体を対象に調査依頼を行った。アンケートでは、職場における避難に困難を抱える社員・職員の有無や支援の検討状態などについて回答を依頼した。

表1 調査概要

調査方法	Googleフォームを使用したWEBアンケート調査
調査対象	下記の企業および自治体の、火災や災害時の社員の安全に関わる部門の担当者 企業：日本オフィス学会、日本オフィス家具協会 会員企業 自治体：首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の207市区町村
調査項目	・回答者の職場での障害者の有無 ・避難に困難を抱える社員・職員の有無 ・避難訓練の実施回数 ・避難に困難を抱える社員・職員の避難時支援の検討状況 など
調査期間	2024年6月20日～7月12日
回答数	企業：36社 自治体：32市区町村（回答率 15.5%）

4. 調査結果

4.1 障害者の就労状況と避難困難者の有無

企業及び自治体での障害者の就労状況を図1、2に示す。36企業のうち、障害者が働いていると回答したのは50%の18社で、身体障害者が17社、知的障害者が5社、精神障害者が9社であった。自治体においては、障害者が働いていると回答したのは84.4%の27自治体で、身体障害者が27自治体、知的障害者が6自治体、精神障害者が20自治体であった。

次に、避難困難者の有無を尋ねた結果を図3に示す。「避難困難者がいる」と回答した企業は、わずか2社の5.6%であった。自治体では、12自治体の37.5%であった。

障害者が働いていることを「わからない」との回答もあった。障害者が働いている割合に対して避難困難者がいる割合が極端に低い。障害者が避難において困難を抱える可能性があること自体を知らない可能性も考えられる。

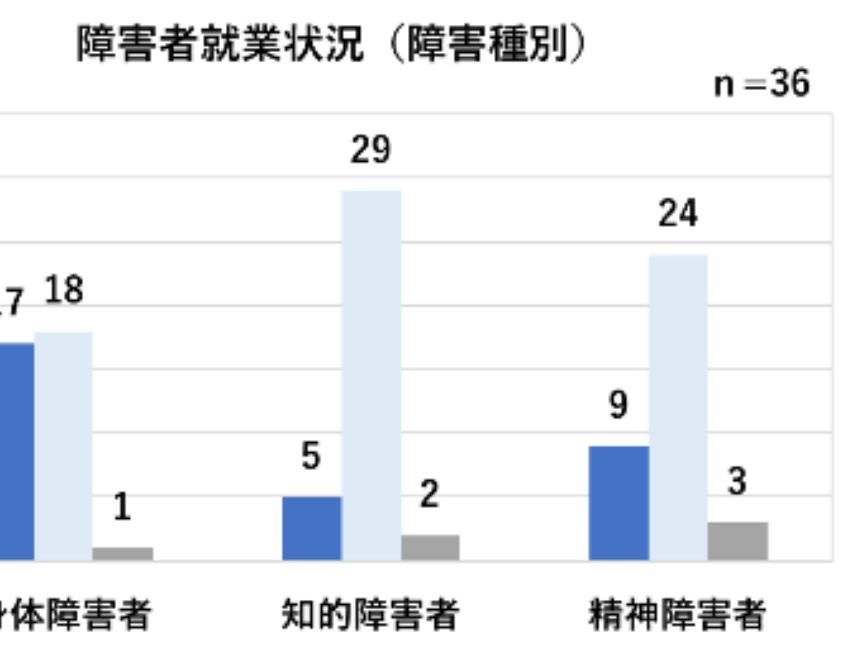
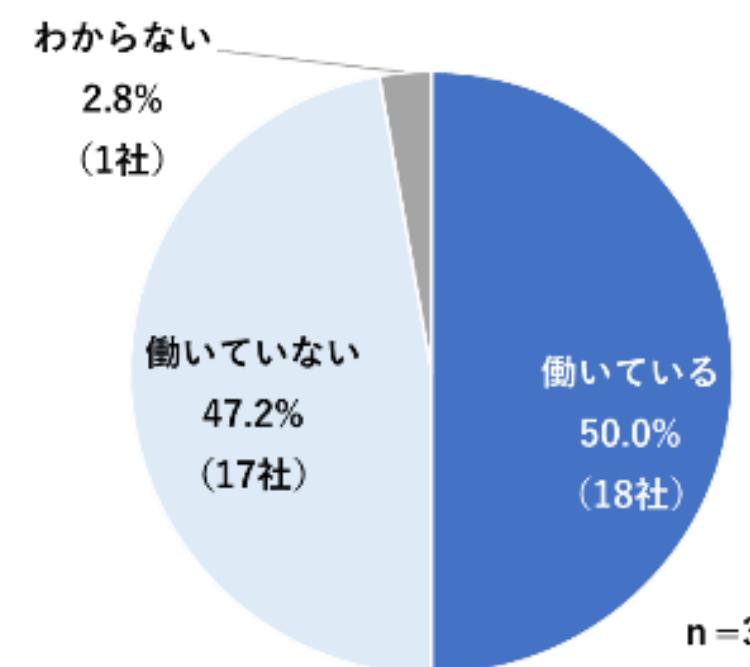


図1 障害者の就労状況（企業）

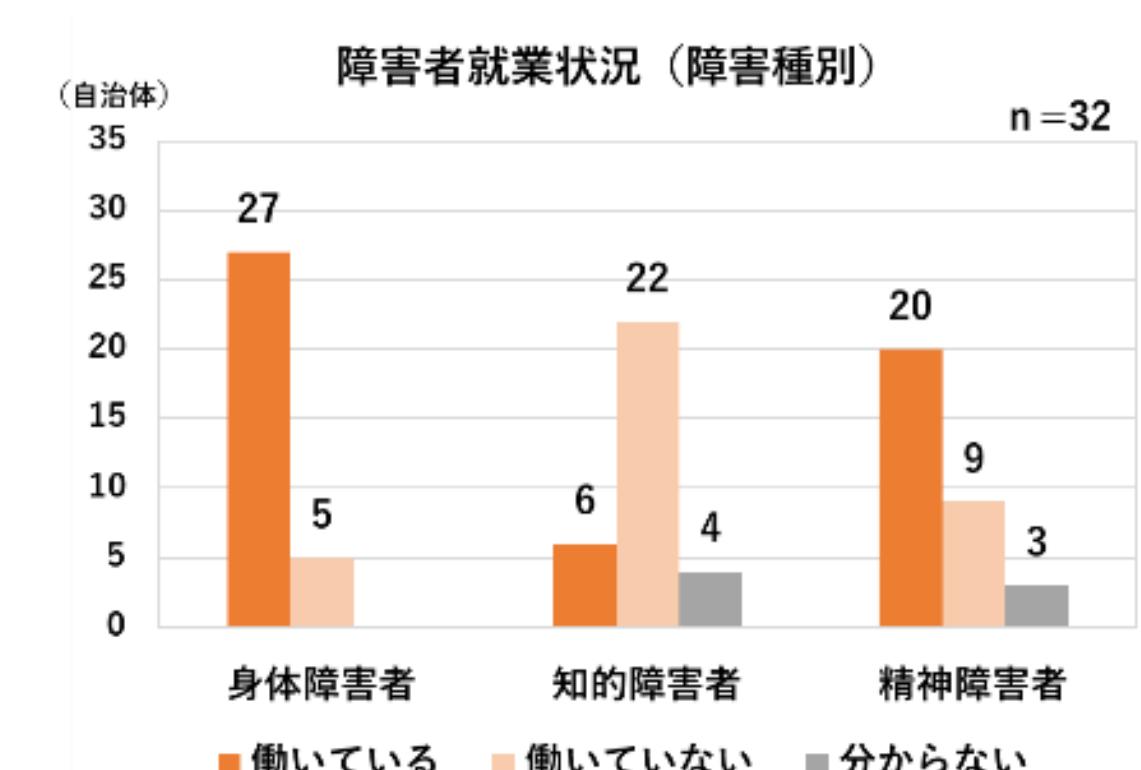
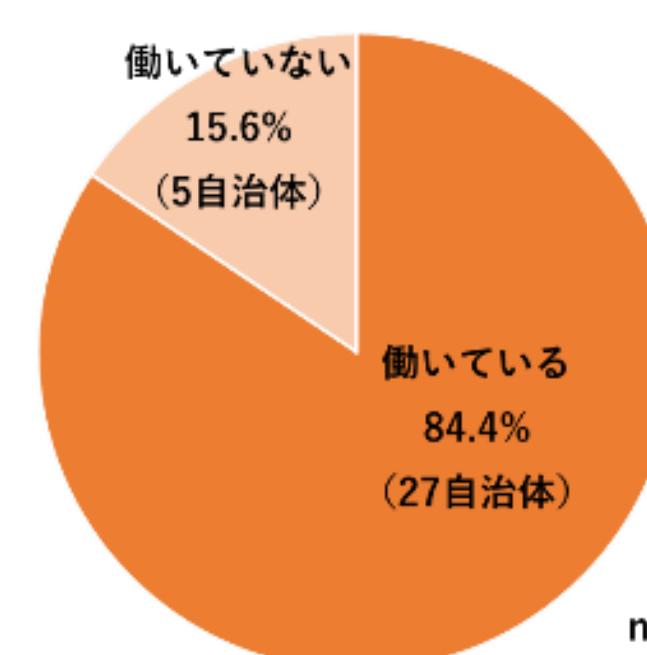


図2 障害者の就労状況（自治体）

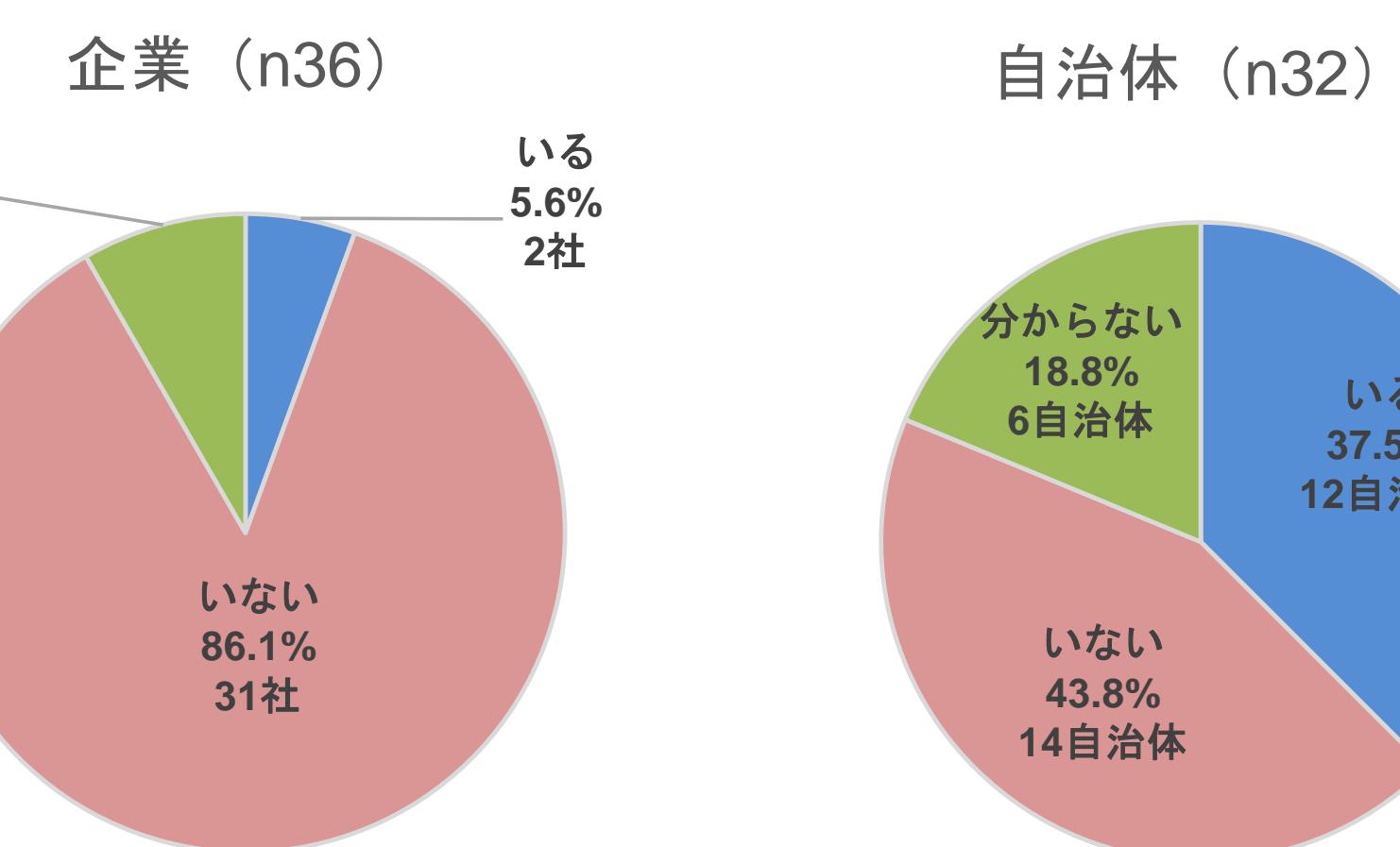
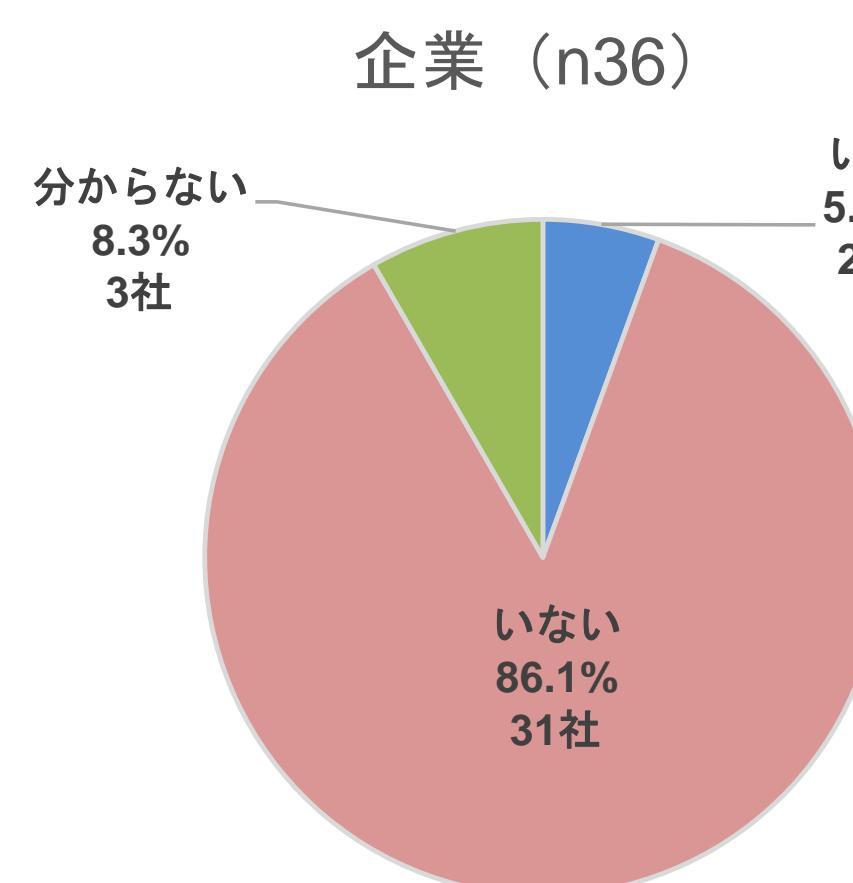


図3 避難困難者の有無

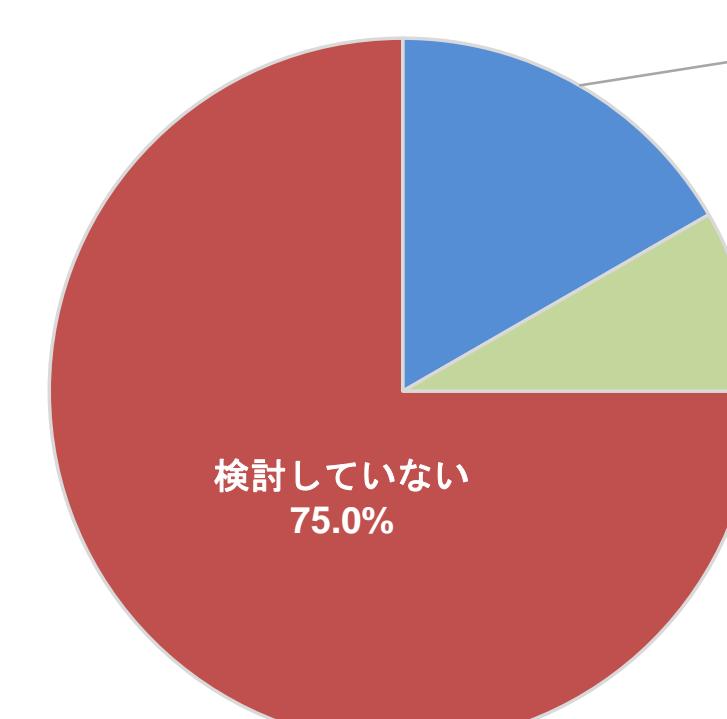


図4 避難困難者への対応状況（自治体 n=12）

4.2 避難困難者への対応

「避難困難者がいる」と回答した企業、自治体に対して、その対応状況を尋ねた。

「避難困難者がいる」と回答した企業2社は「全ての避難困難社員に対して避難方法を検討している」と回答し、意識の高さが伺える。

自治体においては、図4に示す通り、16.7%の2自治体が「全ての避難困難社員に対して避難方法を検討している」と回答。一方、75.0%の9自治体は「検討していない」と回答。

5. 障害当事者（N氏 50歳男性）へのヒアリング

石川県で働く車椅子使用者のN氏に、ヒアリングを行った。N氏の避難については、その企業の避難計画立案者ではなく、自部門で検討していた。避難訓練の際は、2階で勤務するN氏を当初は6人で車椅子ごと担ぎ、避難していた。しかし、車椅子から落下する懸念もあり、その後は1名でN氏をおぶり、車椅子は別で降ろすことにした。症状が進行した現在は他人に負ぶってもらいうことが難しく、ストレッチャーがなければ避難が困難とのことだった。障害当事者本人の安全はもちろんのこと、それを支援する人の安全も考えた避難方法を、今後も検討しなければいけない。

N氏は能登半島地震の際は石川県の自宅にいたが、避難の困難さやその後の避難所での困難もあり、避難するということは一切考えなかったそうだ。冒頭で伝えた障害者同様にN氏からも「災害があったら死ぬであろうことは覚悟している」との言葉があった。

このような思いをさせてはいけない。誰一人取り残さない避難について、引き続き考えいかなければいけない。

高層建築物での歩行困難者の避難について

1. 高層建築物での避難の現行法規について

現行法規、建築基準法、消防法では災害時の避難は一律階段を使用することとなっており
一般EV、非常用EVは使用することはできない

2013年4月東京消防庁より
「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」が策定

東京消防庁と事前協議と諸条件を満たした場合
火災時の歩行困難者の避難に非常用EVの限定的な使用が可能となる

2. 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策について

□ハード面の整備について

①安全区画

火災発生の室から火炎を防ぐよう適切に区画

②平避難区画

病院等の歩行困難者が多い場合は

平面を複数に区画

③避難誘導用エレベーターの設置

非常用エレベーターの中で

避難エレベーターに適合したもの

④一時避難エリアの設置

歩行困難者が一時的に待機する場所の設置

※一時避難エリアには諸設備の設置が必要

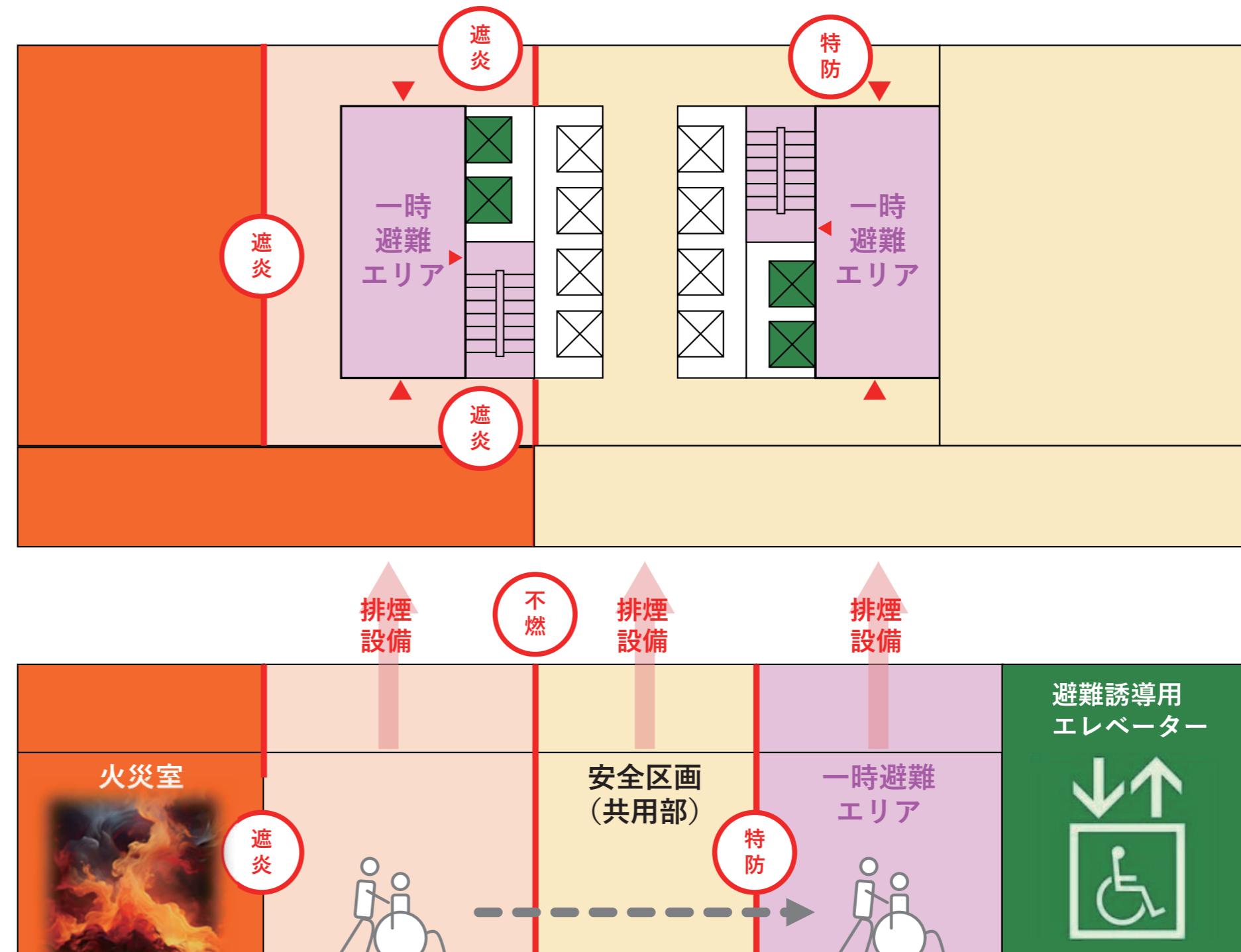


図. 避難区画のイメージ

□ソフト面の整備について

①歩行困難者の把握

防災センターで歩行困難者がいる階、人数、情報を把握

②自衛消防隊の設置

テナント事業者+防災センターで組織する自衛消防隊が

消防隊が到着するまでの初期消火活動を行う

③自衛消防隊が歩行困難者の避難補助を行う

避難誘導用エレベーターまでの水平避難

一時避難エリアで防災センターへの連絡し消防隊へ引継ぎ

※避難誘導用エレベーターの操作は防災センターで行う

避難階までの垂直避難は消防隊が行う

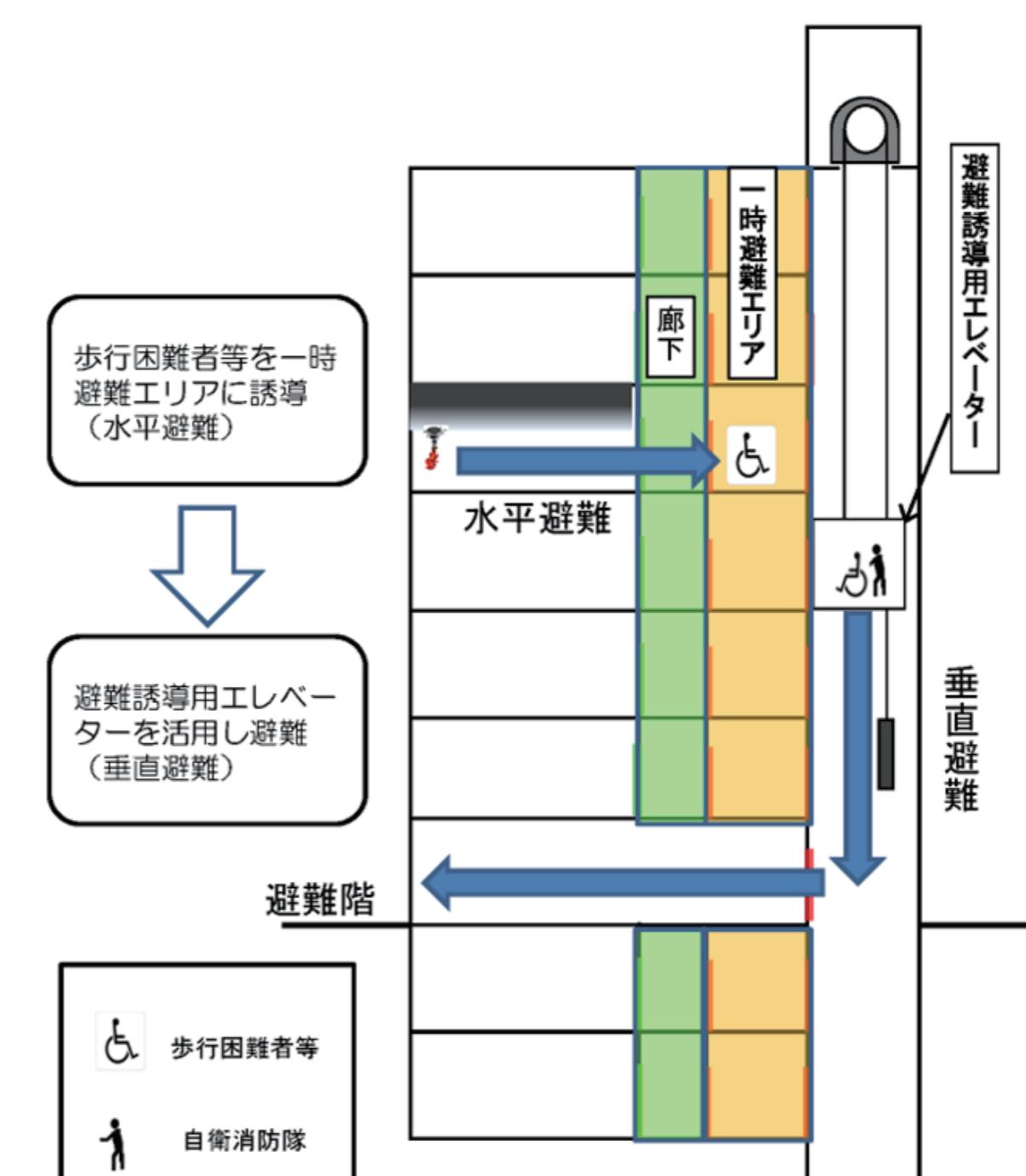


図. 垂直避難のイメージ

虎ノ門ヒルズの事例①

歩行困難者の定義を条文よりも広く定義しており、小学生以下、白杖使用の方、心臓病等の持病のある方、車いすの方、妊婦の方、外傷のある方をリストアップし毎月リストを更新し防災センターで把握している（高層にあるホテルは除く）

虎ノ門ヒルズの事例②

健常者は1Fオーパル広場に避難し、歩行困難者は救急車の対応も鑑み、B1Fの車寄せエリアに避難階としている

